

清水谷ビジョン

平成 2 1 年 1 月

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会
箕面自然休養林部会

(目 次)

はじめに	-----	1
1．清水谷の概要	-----	2
（1）清水谷の特徴	-----	2
（2）清水谷の歴史的経緯	-----	3
（3）現在の取扱方針	-----	5
2．「清水谷ビジョン」策定の基本方針	-----	7
3．清水谷ビジョン	-----	9
（1）森林の将来目標像	-----	9
（2）将来目標像を実現するために必要となる活動	-----	10

はじめに

箕面国有林は、大阪府北部の箕面市に位置する国有林で、面積は約 580ha です。箕面国有林は、大阪の市街地から近く、すぐれた森林景観に恵まれていることから、森林を活用した保健・文化・教育活動の場として多くの方々に利用されています。

箕面国有林のうち「清水谷（しみずだに）」（268及び269林班のうち清水谷兩岸付近）は、北摂山系の中では、珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われており、これまで、様々な団体が活動を展開してきました。

京都大阪森林管理事務所（平成16年までは旧神戸事務所）では、この清水谷の取り扱いについて、平成12年以降、「清水谷をまもる会」をはじめとする様々な団体との意見交換を進めて参りました。平成18年には、これまでの意見交換の場を「明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会」の下部組織である「自然休養林部会」として明確に位置付け、以後、「自然休養林部会」と京都大阪森林管理事務所が連携して、具体的な活動を進めて参りました。

これまで、「自然休養林部会」では、清水谷において、植生調査の実施やプロットの設置、間伐対象木の選定などの活動を行って参りましたが、将来的に清水谷を含む国有林をどのような森林に誘導するのかという目標は、必ずしも、関係者の間で共有されておりませんでした。

このため、平成19年12月に開催された第15回会合において、「自然休養林部会」の活動を整理・強化する観点から、部会構成員の主体的な参加を通じて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」を策定することを決定しました。

「清水谷ビジョン」の策定に当たっては、部会構成員全員より、清水谷における森林の将来目標像と将来目標像を達成するために必要な活動、及び構成員として自ら貢献できる活動について、5回の会合にわたり、発表を行っていただきました。その後、事務局の作成した素案をもとに、更に議論を進め、平成21年3月に開催された第23回部会において、「清水谷ビジョン」が採択されました。

今後、この「清水谷ビジョン」に基づき、箕面自然休養林部会の構成員の主体的な参画を通じて、清水谷における森林の将来目標像の達成に向け、様々な活動を展開していく予定です。

1．清水谷の概要

「清水谷」とは、通常、箕面国有林268及び269林班のうち、清水谷兩岸付近約50haの区域を指します。以下では、「清水谷の概要」として、清水谷の特徴と歴史について説明します。

(1) 清水谷の特徴

清水谷は、北摂山系の中では珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われています。以下では、清水谷の地形・生物について特徴を説明します。

(イ) 地形

清水谷は、箕面川沿いの箕面川ダム北方約800m地点付近から東に分岐する谷であり、1km以上にわたって、東西方向に谷が延びています。北摂山系では、ほとんどの谷が南北に走っており、清水谷のように東西に走る谷は珍しいと言われています。

東西方向に走る谷においては、谷底の日照時間が長いこと、南斜面と北斜面では異なる日照条件が形成されること、冬期には西からの冷風が吹き込むことなどから、周辺地域とは異なる生物の生育環境が形成されると言われています。このため、次に述べるように、清水谷には、多様かつ希少な植物が多く生育しています。

(ロ) 生物

清水谷は、現在では、ほぼ全域がスギ・ヒノキの人工林となっていますが、林内の一部や林床、林道脇、溪流沿いなどには、多様な植物が生育していることが観察されています。「清水谷をまもる会」の調査によると、草本類160種（うち地域貴重種27種）、木本類125種（うち地域貴重種13種）、羊歯類45種（うち地域貴重種5種）が確認されています。特に、清水谷では、周辺地域では滅多に見られないフタバアオイ、モメンヅルなどの生息も確認されています。

また、次項で述べる通り、清水谷は、かつて勝尾寺によって畑地として使われ、畔には茶の木が植栽されていたと言われており、現在でも、林内に茶の木の自生を見ることができます。その他にも、人為的に持ち込まれたと考えられる、ナンテン、オモト、バイカツツジなどの植物種が確認されています。

動物については、「清水谷をまもる会」の調査によると、ほ乳類が23種、鳥類が32種が確認されています。特に、溪流には大阪府の指定する準絶滅危惧種であるヒダサンショウウオが生息していることが知られています。

（２）清水谷の歴史的経緯

清水谷を含む箕面国有林の東側一帯は、江戸時代までは、勝尾寺の寺領でしたが、明治４年の「社寺上知令」により、境内地以外の寺領は全て国有地に編入されました。その後、活発な木材生産活動が展開されましたが、昭和４２年に「明治の森箕面国定公園」に指定されてからは、森林レクリエーション活動を目的とする森林の取扱いが行われてきました。以下では、清水谷の歴史的経緯について概説します。

（イ）勝尾寺領の成立

勝尾寺は、宝亀６年（７７５年）に、光明天皇の皇子開成により、「弥勒寺」として創建されました。開成皇子は、寺域を魔障から守るため、密教の胎藏界曼荼羅の配置に従って、勝尾寺内の大日如来を囲む形で八天王を配置するとともに、八天王を納める石壇により寺領の境界を標示しました。これにより、勝尾寺山約２００町歩は勝尾寺の寺領となりました（「森と人間の歴史 - 箕面山野の歴史」有岡利幸）。

（ロ）勝尾寺の山林経営

勝尾寺は、寺領山林である勝尾寺山について、寺以外の者の利用を一切認めず、山林内で用益をなす者は捕らえて成敗するという方針で山林経営を行ってきました。このため、薪材や柴草の採取について、近隣農民との間でしばしば紛争が発生しました。

江戸時代になると、貨幣経済の発展により、山林経営の主眼は、山を茂らせ、樹木・柴・下草などを売却して、収入を上げることになりました。このため、勝尾寺は、延宝３年（１６７５年）に、寺領山林を塔頭２３ヶ寺に配分して、各塔頭が山林経営を行うこととしました。各塔頭において、どのような山林経営が行われていたかは不明ですが、一部では原野状態になるなど、相当強度の利用が行われていたものと見られています。

清水谷についても、塔頭への配分が行われ、元禄２年（１６８９年）の「勝尾寺絵図」には、清水谷周辺にはかなりの畑地が描かれていると言われています。畑の畔には茶の木が栽培されていたと考えられており、現在でも、清水谷では茶の木の自生を見ることができます（「森と人間の歴史 - 箕面山野の歴史」有岡利幸）。

（ハ）「社寺上知令」による国有林への編入

明治２年６月の「版籍奉還」によって、諸大名から天皇に領地（版図）と領民（戸籍）が返還されたことにより、旧幕藩領有の林野は明治政府が引き継ぐこと

となりました。明治4年1月には、「社寺上知令」により、幕政時代の社寺領は、現境内地を除いて、全て明治政府へ「上地」するよう命令が発出されました。勝尾寺の寺領山林についても、「社寺上知令」により、全域が明治政府に「上地」され、その後、「勝尾寺山国有林」と呼ばれることとなりました。

明治32年には、社寺に対して、社寺上地林の保管と林地の使用・主副産物の採取を認める「社寺保管林制度」が導入されました。この「社寺保管林制度」は、大正6年に、主産物の社寺側分収割合を3分の2とするなど、社寺側に有利になるように改正されました。このため、勝尾寺山国有林についても、大正7年に勝尾寺の「保管林」が設定されました。以後、勝尾寺山国有林からの収入については国有林側と勝尾寺との間で分収が行われたものと考えられます。（社寺保管林制度は昭和22年に廃止。）

（二）清水谷における施業

昭和10年以前の清水谷における施業は、資料が存在しないため不明ですが、昭和10年時点で、清水谷入口の右岸付近以外は全て針葉樹林となっていたこと、昭和23年時点で、～ 齢級程度の針葉樹林が多く存在していたことから、昭和初期までの間、既に相当規模の伐採が行われたものと考えられます。

清水谷西側の林道周辺については、昭和23年時点で 齢級となっていたことから、戦中又は戦後に緊急的に伐採が行われたものと考えられます。

昭和30年代後半には、清水谷東側の両岸（現在の268林班へ、ほ1及びほ3小班）で相当規模の伐採が行われ、針葉樹の植栽が行われました。

（ホ）「箕面自然休養林」の指定

昭和42年に、全国的な自然保護運動の高まりを受けて、箕面国有林全域が「明治の森箕面国定公園」に指定されました。昭和46年には、マスコミによる自然保護キャンペーンにより、国定公園内の国有林における施業のあり方について、各界からの要請が寄せられることとなりました。

このため、同年に、景観保全とレクリエーション利用に配慮するよう、地域施業計画の変更が行われ、昭和52年には「箕面自然休養林」の指定が行われました。自然休養林の指定に当たって、清水谷周辺は、30%以下の択伐による「施業調整地区（択伐）」に指定されました。

更に、平成元年に策定された「箕面国有林の取扱」では、箕面国有林を「風景ゾーン」「風致探勝ゾーン」「自然観察教育ゾーン」「園地」の4つに区分することが提案されました。清水谷周辺については、「自然観察教育ゾーン」に区分して、「清水谷林道沿いを林業紹介コースとし、林齢の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする」こととされました。

（３）現在の取扱方針

国有林では、平成１０年の国有林野事業の抜本的改革により、国有林を名実ともに「国民の森林」とすべく、森林整備の方針を木材生産重視から公益的機能重視に転換しました。あわせて、各国有林野を３機能５タイプに類型区分を行い、機能類型毎に定められた「管理経営の方針」に従って、管理経営を行うこととしました。

箕面国有林は、全域が「森林と人との共生林 - 森林空間利用タイプ」に区分されており、また、「明治の森箕面自然休養林」として「レクリエーションの森」にも指定されています。清水谷周辺は、「レクリエーションの森」のうち「自然観察教育ゾーン」に指定されており、以下のような取扱を行うこととしています。

（「森林空間利用タイプ」での目標とする森林）

- ・ 林木が適度な間隔で配置され、かつ、多様な樹種からなる森林
- ・ 湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林
- ・ 多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林
- ・ 町並み、史跡、名勝等と一帯となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林
- ・ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林 等

（「森林空間利用タイプ」での施業方法）

- ・ 天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努める。
- ・ 人工林の美的景観を確保する必要がある林分、林業生産活動についてのモデルとする林分及び体験林業の場とする林分、人工造林によらなければ森林の維持・造成が期待できない林分では、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業による。

（「自然観察教育林」での施業管理）

- ・ 野生動植物等の観察や自然探勝を目的とする場合には、必要に応じ、動植物の生息、生育環境の維持・造成を図ることを目的として、林床植物の生育に必要な照度確保のための除伐及び間伐・採餌木の植栽、利用の安全性の確保のための危険木の伐採を行う。
- ・ 主伐を行う場合、原則として、天然林では択伐、人工林においては複層伐。
- ・ 林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とし、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業に留意

して、施業管理を行う。

2. 「清水谷ビジョン」の基本方針

箕面自然休養林部会では、上記のような清水谷の特徴・経緯・取扱を踏まえて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」の策定に取り組むこととしました。

箕面自然休養林部会では、「清水谷ビジョン」の策定に当たり、以下の基本方針を設定しました。

- (1) 森林における生物多様性の保全を目的とすること
- (2) 箕面自然休養林部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること
- (3) 箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること
- (4) 現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること
- (5) 文化的価値の発掘をも目指すものとすること

以下、簡単に説明を加えます。

(1) 森林における生物多様性の保全を目的とすること

清水谷では、昭和40年代頃までは木材生産を主とする森林の取扱が行われてきましたが、昭和50年代以降はレクリエーション活動を主とする取扱に変わっていきました。今後は、清水谷の特徴や経緯を踏まえて、必ずしも、木材生産やレクリエーション活動は排除しないものの、生物多様性の保全を目的とする森林の取扱を行うことが求められています。従って、「清水谷ビジョン」は、森林における生物多様性の保全を目的とすることが重要です。

(2) 箕面自然休養林部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること

「清水谷ビジョン」の実現に向けては、行政側のみならず、ビジョンの策定に携わった全ての関係者が責任を持つべきです。従って、「清水谷ビジョン」は、自然休養林部会の全ての構成団体が、それぞれの長所を活かしつつ、ビジョンの実現に向けた活動を担うような内容とすることが必要です。

(3) 箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること

箕面国有林全体の取扱方針については、平成元年に「箕面国有林の取扱い」が策定されてから、特段の見直しは行われていません。従って、「清水谷ビジョン」の策定は、将来的に、箕面国有林全体を対象とする「ビジョン」を策定することを念頭に置きつつ、モデル的な取組として進めることが重要です。

（４）現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること

現行の国有林の管理経営方針では、かなり幅のある森林の取扱いが認められており、現時点では、管理経営方針自体の是非を議論する必要はないと考えます。従って、「清水谷ビジョン」は、国有林の管理経営方針を踏まえたものとする必要があります。

（５）文化的価値の発掘をも目指すものとする

歴史的に見て、清水谷は勝尾寺との関係が非常に深く、江戸時代には、勝尾寺の塔頭により清水谷での山林経営が行われていたと言われています。また、清水谷では畑作や茶の栽培などが行われていたと言われています。従って、「清水谷ビジョン」には、生物学的な観点のみならず、歴史的・文化的な観点から清水谷の価値を再発見するような取組を含めることが重要です。

3．清水谷ビジョン

箕面自然休養林部会では、上記の基本方針を踏まえて、以下の通り、清水谷における森林の将来目標像と将来目標像を実現するために必要となる活動を整理した「清水谷ビジョン」を以下の通り策定しました。今後、箕面自然休養林部会では、本ビジョンに基づいて、様々な取組を展開する方針です。

（１）森林の将来目標像

清水谷は、北摂山系の中では珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われています。

清水谷を含む箕面国有林の東側一帯は、江戸時代までは、勝尾寺の寺領として山林経営が行われてきました。明治以降は、国有林に編入され、遅くとも昭和初期以降には、相当規模の伐採が行われ、針葉樹の植栽が行われてきました。

その後、全国的な自然保護運動の高まりを受けて、昭和42年には、箕面国有林全域が「明治の森箕面国定公園」に、昭和52年には、「箕面自然休養林」に指定されました。更に、平成元年に策定された「箕面国有林の取扱」では、清水谷周辺を「自然観察教育ゾーン」に区分して、「清水谷林道沿いを林業紹介コースとし、林齢の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする」こととされました。

これまでの経緯をふまえて、「箕面自然休養林部会」では、今後、清水谷を以下のような森林に誘導することが望ましいと考えます。

（a）豊かな生物相に恵まれた森林

国有林の管理経営方針では、「森林空間利用タイプ」の森林のうち、天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努めることとされています。従って、今後も、生物多様性の保全を念頭に、間伐等の繰り返しにより、一層の広葉樹の導入を図ることが必要と考えます。広葉樹の導入に当たっては、地域の潜在自然植生や歴史的な植生の変遷にも考慮しつつ、植栽樹種を決定することが重要と考えます。

（b）森林に関する学習の場

これまで、清水谷は、林業紹介コースとして、林齢の異なる各種の森林施業を観察・体験できる場とすることとされてきましたが、清水谷における生物多様性を考えた場合、木材生産のみを念頭に置いた施業に関する学習の場とするよりも、更に広い観点から、森林の多面的機能あるいは森林と文化の関係に関する学習の場とすることが適当と考えます。特に、次代を担う子供達を対象とした、森林環

境教育の場とすることが重要です。

また、森林に関する学習の場とするに当たっては、利用者が清水谷の豊かな生物多様性を理解できるよう、ガイドによる案内などソフト面での取組を充実させることが重要であると考えます。

(2) 将来目標像を実現するために必要となる活動

上記の将来目標像の達成に向けて、「箕面自然休養林部会」の各構成員は、相互に連携しつつ、以下のような活動に取り組みます。

- ・ 清水谷における生態系の調査
- ・ 広葉樹の植栽に向けた幼木や埋蔵種子などの確保
- ・ シカ食害対策の実施（例：区域外周へのネット設置）
- ・ 清水谷における森林環境教育の実施（特に子供向け）
- ・ 文化的価値の掘り起こし
- ・ 協働活動の担い手の確保（例：既存組織への呼びかけ、協賛企業への働きかけ）
- ・ 具体的な活動内容に関する「アクションプログラム」の策定

（以上）